

埼玉県立特別支援学校さいたま桜高等学園 部活動に係る活動方針

埼玉県立特別支援学校さいたま桜高等学園

◆活動の基本方針◆

- 学校教育目標に掲げる「生きる力」を育むために、計画的で効果的な活動の実践を行い、卒業後の積極的な余暇活動の推進や生徒の心身の健康の増進を図る他、異年齢集団で獲得する社会性、豊かな人間性等の涵養を図る。

◆指導体制の整備について◆

- 各顧問が年間、月間の活動計画及び、活動実績を作成し、管理職に提出する。
提出時期は、年間指導計画の時期と合わせる。
- 管理職は適時部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- 各部とも複数顧問制による指導体制を整える。

◆具体的な活動の進め方について

- 部活動顧問会を設置し、定期的に情報交換を行う。
- 部活動規約を設け、規則に従い活動を行う。
- 施設や設備の点検を定期的の実施し、事故の防止に努める。
- 計画的かつ効果的で安全な練習計画を作成し、生徒が活発に活動できるようにする。
- 部活動費用（部費）を徴収する際は、管理職の指導のもと、保護者の理解を得るとともに会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

◆適切な休養日等の設定について

- 学期中は、原則として週2日以上以上の休養日を設ける。
(※平日1日以上かつ土日いずれか1日以上)
- 成績処理期間中の部活動は、原則禁止とする。
- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- 各月、休業日の活動時間の総時間が24時間を超えないように配慮する。
例) 土日に2日間大会に参加した(8時間+8時間)場合、その月の休業日の活動は8時間以内で計画する。
- 参加する大会・コンクール等を精査し、負担が過度にならないように配慮する。
- 週休日の部活動は、前月のうちに活動計画を提出する。